

## 第5章 計画の推進

## 1 市の推進体制の確立と率先実行

### (1) 現状と課題

男女共同参画に関する施策は広範多岐にわたっており、府内のすべての課が関係します。各課が様々な事業を行う際に男女共同参画の視点を取り入れができるよう、協力体制を確立することが重要です。また、男女共同参画施策の推進にあたっては、国・県・近隣市町等との連携を図り、より有効で実効性の高い施策を総合的に実行することも必要となっています。

男女共同参画を進めるためには、すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、率先して事業を遂行していくことが重要であり、市職員のさらなる意識づくりを行う必要があります。さらに、市が一事業者として男女共同参画に向けた取組を率先して行うことで地元企業や地域・団体のモデルとなることも求められており、施策を適切に評価する体制を確立し、内容を充実させていく必要があります。

### (2) 施策の基本的方向と内容

#### ① 庁内推進体制の確立

男女共同参画を進めていくために行政が果たす役割は大きく、その取組内容は幅広い分野にわたります。全府的に男女共同参画の取組を進めるため、府内推進体制を整備し、人権協働課を中心として府内関係部署との連携を図ります。また、各課が様々な事業を行う際に、男女共同参画の視点を取り入れができるよう、協力体制を確立します。

| 内容  | 担当課   |
|---|-------|
| ○全部長等で構成する男女共同参画推進本部において、府内における横断的な連絡調整を行います。                 |       |
| ○男女共同参画推進ネットワーク会議を実施し、本計画の進捗状況の点検や課題分析、見直しを行い、効果的な事業の展開を図ります。 | 人権協働課 |

#### ② 市役所の率先実行

すべての市職員が男女共同参画の意義を正しく理解し、男女共同参画の視点から事業を遂行できるよう、研修会等を実施し職員の意識づくりを進めます。

また、男女共同参画社会の形成をめざすために、市も一事業所として地元企業や地域・団体のモデルとなるよう率先して女性の採用や、昇任への意欲喚起等に取り組み、男女が働きやすい職場づくりを推進します。

| 具体的施策       | 内容  | 担当課          |
|-------------|---|--------------|
| 職員の意識づくりの推進 | ○職員研修等、あらゆる機会を通じて男女共同参画について啓発するとともに、本計画について周知し、意識を高めます。 | 人権協働課<br>人事課 |

|               |  |     |
|---------------|--|-----|
| 男女共同参画の積極的な推進 | ○加東市特定事業主行動計画等に基づき、職場環境を見直すとともに、男女共に育児休業が取得できるなど、働きやすい職場づくりを推進します。 | 人事課 |
|---------------|--|-----|

### ③国・県等関係機関との連携の推進

本計画は、国・県や関係機関、近隣市町との連携を図りながら推進することはもとより、必要に応じて国・県等に対して男女共同参画社会の形成に向けた支援施策の拡充を働きかけます。

| 具体的施策        | 内容  | 担当課   |
|--------------|---|-------|
| 国・県等関係機関との連携 | ○男女共同参画に関する様々な課題に幅広く対応するため、国・県、近隣市町との連携を図ります。 | 人権協働課 |

### ④進捗状況の調査

毎年、本計画に基づく施策の実施状況や数値目標に対する達成状況を点検して、計画の進捗管理を行います。また、「男女共同参画市民会議」へ進捗状況を報告し、評価及び提言を受け、当計画の実効性を高めていきます。

| 具体的施策           | 内容  | 担当課   |
|-----------------|---|-------|
| 男女共同参画市民会議による評価 | ○男女共同参画市民会議へ本計画の進捗状況を報告し、市民や地域団体の立場から各種施策への評価及び提言を受けます。 | 人権協働課 |

## 2 活動拠点の整備

### (1) 現状と課題

男女共同参画施策を推進するためには、啓発や学習活動、ネットワーク、情報発信、調査・研究等の様々な活動の拠点整備・充実が必要です。兵庫県では、平成30年4月1日現在、県をはじめ、県内41市町のうち21市(51.2%)において、既に拠点施設が整備され、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な取組が展開されています。今後、本計画の施策を確実に実施する拠点、情報収集・発信や各種相談等、市民や団体の活動のための拠点、さらには市民同士の交流の場として、自由に、気軽に市民が集える拠点施設の整備が必要となってきます。また、DVに関する研究等の情報を収集し、DVの防止や被害者支援への活用を図ります。

## (2) 施策の基本的方向と内容

### ①男女共同参画センターの設置の検討

男女共同参画の推進のために様々な情報収集・発信、各種相談、活動の支援を行う拠点の設置を検討します。また、男女を問わず市民や団体が自由に交流、情報交換を行うことができる場の提供に努め、市民の連携による本計画の促進を図ります。

| 具体的施策         | 内容   | 担当課   |
|---------------|--|-------|
| 男女共同参画センターの設置 | ○男女共同参画推進のための活動拠点及び市民の交流の場となる男女共同参画センターを設置します。 | 人権協働課 |

### ②配偶者暴力相談支援センターの周知と充実

2017（平成29）年度に開設した加東市配偶者暴力相談支援センター\*の周知により、DV被害者の相談窓口の利用を促し、被害の深刻化を防ぐとともに早期支援につなげます。

| 具体的施策               | 内容                         | 担当課   |
|---------------------|----------------------------|-------|
| 加東市配偶者暴力相談支援センターの周知 | ○配偶者暴力相談支援センターの相談窓口を周知します。 | 福祉総務課 |

### ③男女共同参画に関する調査研究情報の収集

男女共同参画に関する情報、女性に関する施策・支援等の情報を収集し、調査研究を行うとともに、男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図り、情報提供を行います。また、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の意識を高めるとともに、男女共同参画を推進していくための条例づくりに向けた情報収集や調査・研究に取り組みます。

| 具体的施策                       | 内容   | 担当課            |
|-----------------------------|--|----------------|
| 男女共同参画やDV等に関する調査研究、情報の収集・提供 | ○男女共同参画に関する情報、女性に関する施策等の情報を収集して、市民に対し情報提供します。<br>○男女共同参画やDV・データDVに関する市民の意識や実態を把握するため、意識調査を実施します。 | 人権協働課<br>福祉総務課 |

### **3 協働のまちづくりの推進**

#### **(1) 現状と課題**

男女共同参画社会が住みやすい社会であるという認識を定着させ、本計画を着実に推進するためには、地域においても地域活動に関わる様々な人々と行政が一体となって取り組むことが大切です。

そのために、まちづくりのあらゆる分野において、行政だけでなく、市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働が必要です。市民や団体、事業所等との連携を強めるとともに、市民団体、N P O団体等の育成や支援を図り、市民、事業者、行政が一体となり、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを一層進める必要があります。

#### **(2) 施策の基本的方向と内容**

##### **①市民・地域・事業所・市民団体との連携**

市民団体をはじめとする様々な団体、事業所等との連携と協働のまちづくりに取り組みます。また、地域一体となって男女共同参画を実現するためにネットワーク形成に取り組みます。

| 具体的施策               | 内容  | 担当課         |
|---------------------|---|-------------|
| 市民・地域・事業所・市民団体等との連携 | 市民・地域・事業所・市民団体の活動を支援するとともに、連携を強め、協働のまちづくりを進めます。 | 人権協働課<br>全課 |



## 參 考 資 料

## 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正：平成一一年一二月二二日法律第一六〇号

### 目次

#### 前文

- 第一章 総則（第一条—第十二条）
- 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）
- 第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

#### 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての basic concept を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、

基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがある

こといかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることいかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法規上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

ならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の

形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができること。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則(平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則(平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則(平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

# 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

## 目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
  - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
  - 第二節 一般事業主行動計画（第八条—第十四条）
  - 第三節 特定事業主行動計画（第十五条）
  - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第十六条・第十七条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第十八条—第二十五条）
- 第五章 雜則（第二十六条—第二十八条）
- 第六章 好い（第二十九条—第三十四条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

### （基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格

差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

### （国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

### （事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活と

の両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

## 第二章 基本方針等

### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
  - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

### (都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるもの

とする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

## 第三章 事業主行動計画等

### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第二節 一般事業主行動計画

#### (一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取

- 組に関する計画をいう。以下同じ。) を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画

策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十三条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇

用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第三項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十八条の三、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の二の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与につい

て、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

**第十三条 公共職業安定所**は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

#### (一般事業主に対する国の援助)

**第十四条 国**は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

**第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員**で政令で定めるもの

(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努め

なければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正

当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区

域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雜則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前

条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項の規定に違反した者
- 二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定(同條に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。  
別表第一第二十号の二十五の次に次の二号を加える。

二十の二十六 女性の職業生活における

活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

出する理由である。

（内閣府設置法の一部改正）

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

|                  |  |
|------------------|--|
| 平成三十八年<br>三月三十一日 | 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第五条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。 |
|------------------|--|

理由

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定める必要がある。これが、この法律案を提

## 2 加東市男女参画プラン策定委員会設置要綱

平成 29 年 4 月 14 日

告示第 78 号

### (設置)

第 1 条 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 3 項の規定により、加東市男女共同参画プラン（以下「プラン」という。）を策定するため、加東市男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第 2 条 委員会は、プランの策定に関する必要な事項について、調査審議する。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 各種団体の代表者又はその団体が推薦した者

(3) 公募による市民

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

### (任期)

第 4 条 委員の任期は、プラン策定に関する調査審議が完了するまでとする。

### (委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員長（その職務を代理する副委員長を含む。）が定まっていないときは、市長が招集する。

2 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

3 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 委員長は、必要があると認めたときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民協働部人権協働課において処理する。

（平 30 告示 46・一部改正）

### (その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この告示は、平成 29 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日告示第 46 号）

この告示は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

### 3 加東市男女参画プラン策定委員会委員名簿

| 所属等     | 氏 名    | 備 考                               |
|---------|--------|-----------------------------------|
| 学識経験者   | ◎田端 和彦 | 兵庫大学副学長                           |
| 学識経験者   | ○大東 太郎 | 西脇市教育委員会 人権教育課 人権教育指導員            |
| 学識経験者   | 横山 由紀子 | 兵庫県立大学経営学部教授                      |
| 団体推薦者   | 茂木 美知子 | NPO法人女性と子ども支援センター<br>ウィメンズネット・こうべ |
| 団体推薦者   | 山口 廣子  | 社人権擁護委員協議会加東部会                    |
| 団体推薦者   | 小林 宮子  | 加東市商工会女性部                         |
| 団体推薦者   | 新海 恵里香 | まちの拠点づくりコンソーシアム事務局                |
| 団体推薦者   | 本庄 亜矢子 | 加東市子育てサークル代表                      |
| 団体推薦者   | 佐々木 望都 | みのり農業協同組合青年部加東支部                  |
| 公募による市民 | 植田 真由子 | 公募による市民                           |

◎委員長 ○副委員長

### 4 第3次加東市男女共同参画プラン策定経過

|              | 年 月 日       | 会議名等                 | 内容  |
|--------------|-------------|----------------------|---|
| 2017(平成29)年度 | 6月29日       | 第1回加東市男女共同参画プラン策定委員会 | (1)策定委員会の運営について<br>(2)第3次男女共同参画プランの概要について<br>(3)市民意識調査(案)について |
|              | 8月23日～9月15日 | 男女共同参画に関する市民意識調査の実施  | 4,000人対象<br>回収数1,490票(回収率37.3%)                               |
|              | 3月20日       | 第2回加東市男女共同参画プラン策定委員会 | (1)市民意識調査の結果について<br>(2)第3次男女共同参画プランの骨子(案)について                 |
| 2018(平成30年度) | 7月2日        | 第3回加東市男女共同参画プラン策定委員会 | (1)第3次加東市男女共同参画プランの基本課題及び施策の基本的方向について                         |
|              | 10月1日       | 第4回加東市男女共同参画プラン策定委員会 | (1)第3次加東市男女共同参画プラン(案)について                                     |
|              | 11月1日       | 第5回加東市男女共同参画プラン策定委員会 | (1)第3次加東市男女共同参画プラン(案)について                                     |
|              |             |                      |   |

## 5 用語解説

【あ行】

| 用語                         | 説明  |
|----------------------------|---|
| アフタースクール事業                 | 児童福祉法第6条の3第2項の規定に基づき、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供することで健全な育成を図る事業です。   |
| 育児・介護休業制度                  | 育児・介護休業法（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律）において、育児または家族の介護を行う労働者の仕事と家庭との両立が図られるよう定められています。  |
| S N S（ソーシャル・ネットワーキング・サービス） | 登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。   |
| N P O                      | 「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対する収益配分を目的としない団体を言います。  |
| M字カーブ                      | 女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）をグラフ化したときに現れる、アルファベットのMに似た形の曲線のことです。結婚・出産期に当たる年代に一旦仕事を退職し、育児が落ち着いた時期に再就職をする人が多いということを反映しており、日本人女性の就業状況の特徴を表す用語としても定着しています。   |
| L G B T                    | レズビアン（Lesbian：女性の同性愛者）、ゲイ（Gay：男性の同性愛者）、バイセクシュアル（Bisexual：両性愛者）、トランスジェンダー（Transgender：心と体の性が一致しない人）の英語の頭文字を表す言葉です。すべての性的マイノリティを指す言葉ではないため、「Asexual」（アセクシュアル、同性にも異性にも性的欲望を持たない人）の「A」、「Intersex」（インターセックス、身体的に男女の区別がつきにくい人）の「I」、「Questioning」（クエスチョニング、自分の性別や性的指向に確信が持てない人）の「Q」等、L G B T以外のカテゴリーの性的マイノリティを表す単語の頭文字をL G B Tにつけることもあります。 |
| エンパワーメント（潜在的能力の開発）         | 「力をつけること」を意味します。一人ひとりが社会の一員として自らの意識や知識を高めて政治的、経済的、社会的に影響を与え、能力が發揮できる力を身につけていくことを言います。   |

【か行】

| 用語       | 説明  |
|----------|---|
| 管理的職業従事者 | 管理職（課長職）以上の職種のことを言い、役職で言えば、工場長や支配人、オーナーといった肩書きが付く役職を指します。経営により近い場所に就き、経営方針に関する計画や決定、監督や統制を行います。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれます。 |
| キャリア教育   | 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てるを通して、しっかりした職業観等をもち、社会人・職業人として自立することを教えます。   |
| ゲートキーパー  | 自殺の危険を示すサインに気づき、適切に対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）できる人を言います。  |

【さ行】

| 用語                                      | 説明  |
|---|---|
| ジェンダー                                   | 生殖器等の違いから人を主に男性または女性に区別する生物学的な性別である「セックス」に対し、社会的・文化的に形成された性別を「ジェンダー」と言います。ジェンダーはセックスの「女らしさ」や「男らしさ」を規定する概念であり、固定的な性別役割分担意識や性差による偏見、「こうあるべき」という社会的規範と本人の希望や指向等の不一致による心理的葛藤や生きづらさにつながるものです。また、実際にはセックスは必ずしも男女に二分されず多様性に富むものであり、さらに、ジェンダーは時代、社会、文化によって異なる非普遍的なものです。 |
| ジェンダー・ギャップ指数 (Gender Gap Index : G G I) | スイスのジュネーブに本部を置く民間団体「世界経済フォーラム」が、経済、教育、政治、保健の4つの分野のデータを基に作成する指数であり、各国内の男女格差を数値化しランク化しており、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。   |
| 事業主行動計画                                 | 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）に基づき、女性の職業生活における活躍を迅速かつ効果的に進めるために事業主によって策定される計画のこととで、雇用環境の整備や、職業生活と家庭生活の両立に関する取組のさらなる推進、男女を通じた働き方改革への取組、ハラスメントへの対策等に取り組むに当たって、計画期間、目標、取組内容及び実施時期を定めるものです。  |
| 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律(リベンジポルノ法)    | 離婚した元配偶者や別れた元交際相手が復讐を目的として、以前撮影した相手の公開するつもりのない私事性的画像を本人に無断でインターネット上等に公開する行為を言う、いわゆる「リベンジポルノ」を防止するための法律です。   |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 次世代育成支援対策推進法                    | 次の世代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ環境をつくることを目的として、国、地方公共団体、企業、国民が一体となって行う取組を進めるため、それぞれが果たすべき役割等を定めた法律です。  |
| 指導的地位                           | 議会議員、法人・団体等における課長相当職以上の者、専門的・技術的な職業のうち、特に専門性が高い職業に従事する人のことです。  |
| 児童虐待                            | <p>意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為のことで、以下の4種類に分類されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的虐待：殴る、蹴る、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる、首を絞める、縄等により一室に拘束するなど</li> <li>○性的虐待：子どもへの性的行為、性的行為を見せる、性器を触る又は触らせる、ポルノグラフィの被写体にするなど</li> <li>○ネグレクト：家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になつても病院に連れて行かないなど</li> <li>○心理的虐待：言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（ドメスティック・バイオレンス：D V）など</li> </ul> <p>また、世界保健機関（WHO）は、商業的その他の搾取（児童労働や児童売春等）を児童虐待の範疇に加えています。</p> |
| 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） | 自らの意思で職業生活を営もうとする女性が個性と能力を十分に發揮できるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るための法律です。   |
| ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）    | <p>「ストーカー行為」、「つきまとい等」を繰り返すストーカー行為者に警告を与えるほか、悪質な場合逮捕することで被害を受けている人を守る法律です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ストーカー行為：特定の人に対し「つきまとい等」を繰り返して行うこと。</li> <li>○つきまとい等：特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかつたことに対する感情を満たす目的で、その特定の人またはその家族等に対して行う行為のこと。</li> </ul>   |
| 性的マイノリティ                        | 性別を「男」と「女」のどちらかに規定したり、異性愛が当たり前とみなすような固定的な考え方の上で、性自認や性的指向を理由に差別を受けたり、社会的に不利な立場にある人を言います。（L G B Tについての説明を参照）   |

|                                 |  |
|---------------------------------|--|
| 性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) | 1994（平成6）年にカairoで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、生涯にわたって、避妊・妊娠・中絶・出産の過程において、自ら、「いつ」「何人」「子どもを産むか生まないか」を決定する権利のことです。安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つこと等も含まれます。 |
| 性別役割分担意識                        | 男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける意識のことです。「男は仕事、女は家庭」等は、固定的な考え方により、男性・女性の役割を決めている例です。   |
| 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）            | 様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において男女のいずれか一方に対し、その機会を積極的に提案することを言います。具体的には、女性の参画比率についての目標設定や男女の参画比率が偏ることがないようにすることがあります。                         |
| 絶対人権感覚                          | 「絶対音感」のように、自然に偏見や差別意識に気づくことができる人権感覚（教育学者の鈴木正幸氏が提唱された幼児期からの人権教育理論より）のことです。  |

【た行】

| 用語                                       | 説明  |
|--|---|
| ダイバーシティ                                  | 直訳すると「多様性」のことであり、主に職場において、一人ひとりが持つ人種や性別、年齢、信仰等の違いを受け入れ、それぞれを価値として活かすことで、企業の競争力につなげる考え方として使われています。社会においては、セクシュアリティや障害の有無等、一人ひとりの違いを認め合い、また、それぞれの生き方を受容して互いに尊重し合って共生することを意味します。   |
| 男女雇用機会均等法                                | 1986（平成6）年に施行された「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」の略称で、求人の募集・採用、従業員の配置、昇進、福利厚生、定年・退職等に関する男女の差別をなくすことが定められています。   |
| デートDV                                    | DV（「ドメスティック・バイオレンス」を参照）のうち、交際相手等、婚姻関係にないカップルの間で起こる暴力のこと。  |
| ドメスティック・バイオレンス<br>(domestic violence:DV) | 配偶者や交際相手等の親しい関係にある者から受ける暴力のことで、以下の行為があります。<br>○身体的暴力：なぐる、ける、たたく、物を投げつける、押さえつけるなど<br>○性的暴力：性行為を無理強いする、避妊に協力しない、ポルノビデオを無理に見せるなど<br>○精神的暴力：バカにする、おどす、何を言っても無視するなど<br>○社会的暴力：つきあいを制限する、電話やメールをチェックするなど（社会的に隔離し、孤立させる行為）<br>○経済的暴力：生活費を渡さない、仕事をさせない、収入を取り上げるなど |

**【は行】**

| 用語                             | 説明  |
|--------------------------------|---|
| 配偶者からの暴力及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） | 配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。「配偶者」には婚姻の届け出をしていない「事実婚」を含みますが、2013（平成25）年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手もこの法律の保護の対象となりました。 |
| 配偶者暴力相談支援センター                  | 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者等の安全の確保及び一時保護、被害者の自立生活促進・保護命令制度・保護施設利用等の援助を行います。   |
| フレックスタイム制                      | 変形労働時間制の一つで、一定期間の総労働時間を定め、その範囲内で出勤時間や退社時間を自由に選択できる制度のことです。  |
| 保護命令制度                         | 被害者から申し立てを受けた地方裁判所が、配偶者等からの身体に対する暴力により、被害者の生命または身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めたとき、当該配偶者等に保護命令を発令する制度です。保護命令には、被害者等への接近禁止命令、被害者への電話等禁止命令、退去命令があります。            |

**【ま行】**

| 用語   | 説明   |
|------|--|
| メディア | 情報を人々に伝える機関や事業、システム等のことで、新聞や雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット、Webサイト等があります。 |

**【や行】**

| 用語           | 説明   |
|--------------|--|
| 要保護児童対策地域協議会 | 虐待を受けた児童だけでなく、非行児童、障害を持つ児童等の要保護児童を早期発見・早期対応することを目的に設置された市が運営する機関です。こども家庭センター（児童相談所）や警察、保育園、学校等の関係機関が、子どもや家庭に関する情報を共有して、支援内容を協議し、連携して支援しています。 |

**【わ行】**

| 用語           | 説明  |
|--------------|---|
| ワーク・ライフ・バランス | 「仕事と生活の調和」のことです。一人ひとりが、それぞれの人生の段階（ライフステージ）の状況に応じて、自らの希望するバランスで様々な活動に関わりながら暮らすことができる状態を言います。 |





## 第3次加東市男女共同参画プラン（案）

発行日 2019（平成31）年3月

発 行 加東市

編 集 加東市市民協働部人権協働課

〒673-1493 兵庫県加東市社50番地

TEL 0795-42-3301(代)

FAX 0795-42-1735

URL <http://www.city.kato.lg.jp>